

「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応（回答）
1	調達仕様書（案）	1.6 契約期間	「情報・研修館から運用・保守業務期間の延長の指示があった場合は、機器及び運用・保守作業等について、入札時と同程度の単価または割引率で延長に応じること。」とありますが、今後の物価上昇や延長時の情勢を鑑みて、単価、割引率について協議できる文言に変更いただきたい。	昨今の物価、賃金上昇の状況を踏まえると数年後に入札時と同じ単価、割引率で対応することが難しく上昇分を予測した上で見積に含める必要がある。見積に含めるにあたり上昇分を予測することも難しいため、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等への対応を踏まえ、単価の見直しについて協議させて頂ける文言に変更いただきたい。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「1.6. 契約期間」の「入札時と同程度の単価または割引率で延長に応じること。」の内容については、「入札時の単価または割引率を参考に、物価・賃金の上昇率を鑑みて、単価や割引率を情報・研修館と協議の上、決定し、延長に応じること。」と修正します。 また、上記の修正と併せて、「9.2 現行システムの改修」の「なお、追加費用は入札時と同程度の単価または割引率とすること」の内容について、「なお、追加費用は入札時の単価または割引率を参考に、物価・賃金の上昇率を鑑みて、単価や割引率を情報・研修館と協議の上、決定すること。」と修正します。
2	調達仕様書（案）	1.7 作業スケジュール 図 1-2 想定スケジュール	マスタスケジュールについて、仕様書に記載のスケジュールは想定であるため、実施計画としては、個別に調整することが可能である点を追記したい。  受入れ試験、運用開始時期は変えない前提で開発スケジュールについては、INPIT様と合意のもと調整可能である旨、追記いただきたい。	マスタスケジュールについて、仕様書に記載のスケジュールは想定であるため、実施計画としては、個別に調整することが可能である点を追記したい。  受入れ試験、運用開始時期は変えない前提で開発スケジュールについては、INPIT様と合意のもと調整可能である旨、追記いただきたい。		否	調達仕様書（案）「1.7 作業スケジュール 図 1-2」については定スケジュールであるため、調整可能です。 スケジュール期間が変更不可となる工程はありませんが、納入物に対する支払いは年度別予算に合わせる制約があるため、設計工程は令和9年度内に完了した上で、設計工程の成果物を提出いただく必要があります。 一部をアジャイルにする場合でも、設計工程は令和9年度内に完了し、成果物を提出いただく必要があります。 作業スケジュールは情報・研修館と受託者で協議の上、情報・研修館が承認して作業スケジュールを決定する予定です。
3	調達仕様書（案）	1.7. 作業スケジュール	想定スケジュールの記載がありますが、最終移行作業期間を除く作業スケジュールのうち、チェックポイントのような、想定スケジュールから変更不可となる工程はありませんでしょうか。	スケジュールのご提案にあたり、マイルストーン、制約条件を明確にするため		否	変更不可となる工程はありませんが、納入物に対する支払いは年度別予算に合わせる制約があるため、設計工程の成果物に対応する費用の一部を支払う場合、設計工程は2027年度内に完了する必要があります。 作業スケジュールは情報・研修館と受託者で協議の上、情報・研修館が承認して作業スケジュールを決める予定です。
4	調達仕様書（案）	1.7. 作業スケジュール	受入テストに必要な期間を何か月と想定されているでしょうか。 柔軟なスケジュール提案がどこまで可能を明確にさせていただきたく存じます。	スケジュールのご提案にあたり、マイルストーン、制約条件を明確にするため		否	想定スケジュールのとおり2か月を見込んでいますが、情報・研修館と受託者で協議の上、情報・研修館が承認して受入テストに必要な期間を決める予定です。
5	調達仕様書（案）	2.2. 設計・開発に係る記載内容 表 2-1 設計・開発工程における役割分担	No.5「プログラム作成・単体テスト」工程、No.7「結合テスト」工程に対して貴館による結果確認が必須となっております。P17に「各開発工程の完了に当たり、工程完了判定会議を開催し、情報・研修館の承認を得る」と記載がありますが、本調達は大規模開発であることから品質の早期確認が必要であると考えますので、単体テスト、結合テストの貴館による結果確認を実施していただけないでしょうか。 No.5「プログラム作成・単体テスト」工程、No.7「結合テスト」工程の情報・研修館様の役割を「○（結果確認）」としていただくことをご検討ください。	仕様の明確化のため		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）「2.2. 設計・開発に係る記載内容 表 2-1 設計・開発工程における役割分担」のNo.5「プログラム作成・単体テスト」工程における情報・研修館の役割については「-」から「○（結果確認）」に、No.7「結合テスト」工程における情報・研修館の役割については「○（調整）」から「○（各種調整、結果確認）」に修正します。
6	調達仕様書（案）	2.2設計・開発に係る記載内容 (3)開発・テスト	以下文言の追加をいただけませんか。 ②AIを活用した開発生産性向上を可能な範囲で導入し開発効率の向上を行うこと	開発設計運用のフェーズでAIを活用することで自動化、効率化できる領域がかなり大きくなっており、また実績も多数でておりますので、本案件においても導入いただくことで工数削減につながると考えます。		否	ご意見をいただいた箇所については、現行のままとして、文言の追記は行いません。 なお、調達仕様書（案）「9.3. 情報セキュリティポリシー等の遵守情報セキュリティに関する事項(14)」において、「本業務で生成系AIを利用する場合は、取り扱う情報及び利用方法を情報・研修館に説明の上、承認を得ること。」の旨、記載しております。開発・テストにおいても、この記載を踏まえ、AIを利用する情報や作業の範囲、品質の担保方法を含めて、取り扱う情報及び利用方法をご説明いただき、生成系AIの利用の承認を得てください。

「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正要否	意見への対応（回答）
7	調達仕様書（案）	2.5. 設計・開発業務に係る会議開催 (5)	「受託者は、会議終了後、3営業日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を作成し、情報・研修館の承認を受けること。」 上記仕様について、3営業日以内に実施が必要な業務は、議事録の作成（提示）までの解釈で認識齟齬はないか確認させていただきたい。	作業の納期を明確にするため。		否	本仕様については、「議事録の作成（提示）まで」の解釈で認識相違ありません。
8	調達仕様書（案）	2.5. 設計・開発業務に係る会議開催 4.4.2. 作業の管理	2.5.(3)に、会議終了後3営業日以内に議事録を作成との記載があり、4.4.2.(1)に、各会議終了時から2営業日以内に議事録を作成との記載があります。 どちらかに統一をしていただけますようお願いいたします。	仕様の明確化のため		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）「4.4.2. 作業の管理(1)コミュニケーション管理①」については、「2営業日以内」から「3営業日以内」に修正します。
9	調達仕様書（案）	2.5. 設計・開発業務に係る会議開催 4.4.2. 作業の管理	4.4.2.では、設計・開発業務及び運用・保守業務を対象とした記載となっておりますが、(2)「工程管理」の内容は、設計・開発業務を対象とした記載のように読み取れますが、その理解は正しいでしょうか。 その場合、4.4.2.(2)の記述冒頭に「設計・開発工程においては」との文言の追記をご検討ください。	仕様の明確化のため		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）「4.4.2. 作業の管理(2)工程管理②」にて、「設計・開発業務における」の文言を追記します。
10	調達仕様書（案）	2.8.1.1. 設計・開発業務に係る納入物 2-3 設計・開発業務に係る納入物	全納品物を対象に、提出期限が、「毎年度末に最新版を提出すること。」と記載があるが、対象期間は「設計・開発業務」の実施期間（年度）であり、運用・保守業務期間は、変更・修正が発生した納品物のみ年度末に提出が必要という解釈で認識齟齬はないか確認させていただきたい。	納品物を明確にするため。		否	本仕様については、毎年度末に、変更・修正が発生した場合、最新版の納入物一式の提出が必要という解釈となります。提出を求める「納入物一式」は、「表 2-3 設計・開発業務に係る納入物」の場合、番号が付されている納入物の単位とご認識ください。
11	調達仕様書（案）	2.8.1.1設計・開発業務にかかる納入物	設計・開発業務にかかる納入物にデザインデータ式（Figma等）が含まれておりませんが、納品不要という認識でよろしいでしょうか。	本事業の業務実施にあたり納品物の確認が必要であるため。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）「2.8.1.1 設計・開発業務にかかる納入物」について、設計・開発業務にかかる納入物にデザインデータ式（Figma等）が含まれておりませんが、デザインデータ式について、納入を求めるよう、記載を変更します。なおご意見としていただいている「デザインデータ式」については、ユーザインタフェースのデザイン設計資料として、後続改修時に参照が可能な、画面構成、画面遷移、UI部品、デザインルール、設計意図等の資料を指すものと理解しております。 また、設計・開発業務において納入を求める中間成果物の範囲及び提供形式並びに最終成果物の提供形式については、情報・研修館と協議の上、決定する旨、記載を追記します。
12	調達仕様書（案）	2.8.1.納入物	作成したプログラムを含む各納入物について、第三者の知的財産権を侵害するものとして第三者から請求が行われた場合、貴館において継続して各納入物に係る便益を享受できるよう対応することは、受託者の責任となるか。	納入物にかかる権利を保護する責任の所在を明確にするため。		否	ご意見のとおり、受託者が納入した各納入物について、第三者の知的財産権を侵害するものとして第三者から請求が行われた場合、情報・研修館において継続して各納入物に係る便益を享受できるよう、受託者における責任を求めます。

「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応（回答）
13	調達仕様書（案）	2.8.1納入物	設計・開発業務においては、表2-1に定める工程区分を単位として、工程完了ごとに検収を実施し、検収完了をもって当該工程に対応する費用を支払う納品検収支払い方式を採用いただくことは可能か。 また、運用保守業務においては、月次報告書の納品をもって、月次請求、月次払いいただくことは可能か。	本業務は期間が長いので、工程ごとに検収を実施することでスケジュールの遅延を回避し、品質を担保することに資するため。		否	本業務は、運用開始時に、調達仕様書（提案内容を含む）に記載されているサービスが、全て問題なく提供されることが必要です。このため、「工程完了ごとに検収を実施し、検収完了をもって当該工程に対応する費用を支払う」ことは想定しておりません。なお、設計工程の成果物を提出いただき、情報・研修館にて承認した上で、設計工程の成果物に対応する費用の一部を支払うことは検討します。また、設計工程の一部においてアジャイル型を用いる場合、成果物の提出・承認の期限は、情報・研修館と協議の上、決定することおよび年度末のタイミングで成果物納品を行うことを制約条件とします。検討の結果は、入札公告の際に提示します。
14	調達仕様書（案）	2.8.2. 提出方法	「電子媒体は、情報・研修館が読み取れる電子媒体に収納し、正副各一式を提出すること。」と記載がありますが、議事録等の提出も含め、提出期限までに正副の提示が必要になりますでしょうか。随時提出のもの、納品対象のものを切り分け、納品対象のみ正副でお納めするような整理をいただけないでしょうか。	仕様の明確化のため		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）「2.8.2. 提出方法」及び納入物に係る記載箇所について、随時提出の対象となる納入物と、一括で納入する対象に区分し、一括で納入する対象のみ正副で各一式を提出する旨、修正します。
15	調達仕様書（案）	2.9 情報資産管理標準シートの提出等 (2)	再委託先との契約金額については、弊社の営業上の秘密情報および弊社と再委託先との契約における秘密情報にあたるため、再委託金額、再委託総額、累計契約額、年度契約金額については削除いただくことは可能か。	再委託先との契約金額の開示が難しいため。		否	再委託先との契約金額について、記載できない部分がある場合は、営業秘密にあたる旨の記載と、別途、本業務の全部または大部分を一括して第三者に委任していないことを担保する記載を求めます。
16	調達仕様書（案）	2.9 情報資産管理標準シートの提出等 (2)	「最大何回請求」および「累計契約額（前年度まで）」は具体的にどのような情報を提示する必要があるのか明記いただきたい。	提示すべき情報の内容を明確にするため。		否	「最大何回請求」については、受託者を一次請求とした場合、再委託先を二次請求として、その階層構造が最も深くなる請求先の階層を提示してください。「累計契約額（前年度まで）」については、本業務の契約開始後から情報資産管理標準シートを提出する前年までの累計の契約金額を提示してください。
17	調達仕様書（案）	2.9. 情報資産管理標準シートの提出等 (2) 契約情報	「開発・運用」見出しについて、箇条書きの"・"が記載されていないと思われる。	記載誤りと想定されるため。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「2.9. 情報資産管理標準シートの提出等(2)契約情報」については、箇条書きの"・"を追記いたします。
18	調達仕様書（案）	4.1. 作業実施体制 (3)	「なお、統括責任者、品質管理責任者及び情報セキュリティ責任者は、他の責任者を兼務しないこと。」 上記仕様について、「他の責任者を兼務しない」とは、本事業で定める他の責任者の兼務を許容しない意、という解釈で認識齟齬はないか確認させていただきたい。	要件の明確化のため。		否	統括責任者、品質管理責任者及び情報セキュリティ責任者が他の責任者を兼務しないこととある点につきましては、本プロジェクト内での兼務の禁止を意味しています。
19	調達仕様書（案）	4.1. 作業実施体制 (5)	「本プロジェクトの運用担当者は、業務の参画にあたり、産業財産権に関する基礎知識及び情報・研修館の情報セキュリティに関する教育を情報セキュリティ責任者より受けること。」 上記仕様について、「産業財産権に関する基礎知識」については、情報セキュリティ責任者以外の有識者による教育実施も許容いただきたく、「情報セキュリティ責任者または、情報セキュリティ責任者より教育実施の代行を指示をされた者」のような表現に緩和いただきたい。	より適切な運用者教育を実施するため。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「4.1. 作業実施体制(5)」において、「産業財産権に関する基礎知識」については、4.1(5)は情報セキュリティ責任者から指名を受けた識者による教育実施も許容できる旨に修正いたします。
20	調達仕様書（案）	4.1. 作業実施体制 (8)	「万一疾病等やむを得ない事情で要員の交代を希望する場合には、事前に書面にて申し出、情報・研修館の承認を得ること。その際、後任者は前任者と同等以上の能力を持つこと。」 上記仕様について、プロジェクト参画者全員について事前の書面での変更申し出は困難であると考え。特定の責任者・リーダー以上の任に着く者を対象としていただきたく、「なお、書面での事前申し出は、責任者およびリーダー以上の任に着く者とする。」等の対象範囲について付記いただきたい。 ※情報取扱者名簿については変更後の要員が従事する前に提示する前提です	より適切なプロジェクト運営を実践するため。		否	本仕様は「調達仕様書（案）」の記載のままとします。体制変更が発生する場合は、事前に情報・研修館にご連絡ください。

「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応 (回答)
21	調達仕様書 (案)	4.1作業実施体制	統括責任者、品質管理責任者及び情報セキュリティ責任者は他の責任者を兼務しないこととあるが、本プロジェクト内での兼務の禁止という意味か。それとも他のプロジェクトの兼務を禁止されているか。	兼務の禁止の範囲を確認したいため。		否	統括責任者、品質管理責任者及び情報セキュリティ責任者が他の責任者を兼務しないこととある点につきましては、本プロジェクト内での兼務の禁止を意味しています。
22	調達仕様書 (案)	4.2.1. 作業要員に求める要件 (1) 統括責任者 (2) 設計・開発業務責任者	統括責任者および設計・開発業務責任者の要件②について、削除をご検討いただけないでしょうか。①のご要件のみとしていただくことをご検討いただきたく存じます。 統括責任者および設計・開発業務責任者の要件について、 ① システムの設計・開発及び運用・保守業務に関し、統括責任者として5年以上の経験を有すること。また、直近の過去5年で1件以上の実績を有すること。 また、大規模システムにおける設計・開発業務 (設計・開発期間、設計・開発費用等) に関し、統括責任者として1回以上成功した経験 (当初の計画から遅延なく完了した経験) を有すること。」等の要件に変更可能でしょうか。	「本業務の規模以上」のご要件となりますと適用できる要員が非常に限られ、人材確保、人件費の高騰が予想され、ご要求の実現にあたり適切なコストでのご提案の難易度が増すおそれがあるため		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書 (案) 「4.2.1. 作業要員に求める要件 (1)統括責任者」及び「4.2.1. 作業要員に求める要件(2)設計・開発業務責任者」の②については、「本業務の規模 (設計・開発期間、設計・開発費用等) 以上」の文言を「大規模システム」に修正します。
23	調達仕様書 (案)	4.2.2. 体制に求める要件 (1) 設計・開発体制	「① 設計・開発担当者 (画面周りの設計担当) として英語を母国語とする相当の英語力を有し、かつ英語翻訳業務の経験を有する者を含めること。」 上記仕様について、英語翻訳業務の実務経験を有するエンジニアの確保が困難である場合、英語翻訳業務の実務経験者の参画をもって代替することを許容いただきたく、「ただし、英語翻訳業務の実務経験を有するエンジニアの確保が困難である場合、英語翻訳業務の実務経験者を参画させること」等の緩和条件を付記いただきたい。	より適切なプロジェクト運営を実践するため。		否	ご意見の箇所につきましては、画面周りの設計担当として、英語を母国語とする相当の英語力を有している者を体制に含めることを求める文言であり、英語翻訳業務の実務経験を有するエンジニアの確保を求める意図はありません。従って、本仕様は「調達仕様書 (案)」の記載のままとします。
24	調達仕様書 (案)	4.3. 作業場所 (3)	「設計・開発及び運用・保守業務において、情報・研修館へ対面で報告を行う担当者の作業場所は、情報・研修館から公共交通機関を利用して1時間以内に移動可能な場所とすること。」との記載がありますが、2.5(4)には、会議は原則オンライン会議とすることとの記載もありますため、削除をご検討いただけないでしょうか。	状況によってはオンライン対応がより迅速かつ確に対処できる場合があり、実効性の高い作業体制の検討・構築に資するため		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書 (案) 「4.3. 作業場所 (3)」については、削除します。
25	調達仕様書 (案)	4.4.2 (6)構成管理 (コ)	「受託者と再委託先および情報・研修館のネットワークからのソースコード変更管理ツールの利用を可能とし、それ以外の通信を遮断」については、拠点での遮断制御による担保から、多要素認証 (MFA) および通信の暗号化 (TLS) による担保方式への変更を検討願います。	現行のネットワーク拠点単位での遮断方式では、リモート拠点および中継端末経由での接続に対応することが困難です。認証・暗号化ベースの方式に変更することで、セキュリティ対策レベルを維持しつつリモート拠点やリモートワーク環境への対応が可能となり、業務継続性および災害対策レベルの向上が期待できます。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書 (案) 「4.4.2(6) 構成管理 (コ)」について、「受託者と再委託先および情報・研修館のネットワークからのソースコード変更管理ツールの利用を可能とし、それ以外の通信を遮断」の文言を見直し、「拠点での遮断制御による担保」に限らず、その方法と同等以上のセキュリティが担保できる方法が提案できる点、またその方法が通信遮断と同等以上のセキュリティレベルを担保できることを証明する提案を求める旨、記載を追記します。

「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応 (回答)
26	調達仕様書 (案)	4.4.2. 作業の管理 (5) 課題管理 ③	「対応状況を監視し、情報・研修館に定期的に報告すること (課題管理をシステム化した場合は、情報・研修館の担当者も使用可能とすることが望ましい。) 。なお、システム化しているか否かに関わらず、受託者は紙ベースでの定期報告も行うこと。」 上記仕様について、平時はテレワークを併用することから、報告は紙ベースのみでなく、電子データでの報告も許容いただきたく、「報告者は、事前に合意した報告様式 (電子データでも可) での定期報告も行うこと。」等の表現に見直していただきたい。	より適切なプロジェクト運営を実践するため。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「4.4.2. 作業の管理(5)課題管理③」について、電子データでの報告も許容できる旨に修正いたします。
27	調達仕様書 (案)	4.4.2. 作業の管理 (6) 構成管理 ③	「(ア) ソース変更管理ツールにはgitならびにGitHub Enterpriseを用いてサーバでマスター管理をすること。通信には脆弱性の低い暗号化プロトコルを用いること。」 上記仕様について、例えば、「Azure DevOps」等のgitと同程度の管理機能を有する管理ツールの利用は許容いただきたく、「ソース変更管理ツールにはgitならびにGitHub Enterpriseと同レベルの管理機能を有するツールを用いて」等、ソース管理ツールの選択幅を広げる表現としていただきたい。	受託者側で標準化されている構成管理ツールの利用を許容いただくことで、作業効率向上・コスト削減を実現するため。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「4.4.2. 作業の管理(6)構成管理③」について、git及びGitHub Enterprise等と同等以上の管理機能及びセキュリティを有する管理ツールの利用も許容できる旨に修正いたします。
28	調達仕様書 (案)	6. 組織および人的 体制 (1)	「受託者は入札時に本業務に関わる従事者の経歴 (氏名、所属、役職、業務経験) を提出すること。」 上記仕様について、入札時には責任者・リーダー層の要員は計画していますが、担当者レベルについて一部要員を入札時には確定できないことも想定されるため、入札時に業務経歴まで提示するのは、「責任者やリーダー層以上の従事者の経歴を提出すること」等の緩和条件を付記していただきたい。	入札時に必要な情報を明確にするため。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「9.3.1. 情報・研修館におけるセキュリティポリシーについて 情報セキュリティに関する事項6. 組織および人的体制 (1)」について、以下の趣旨に修正します。 ・受託者は入札時に本業務に関わる従事者の経歴 (氏名、所属、役職、業務経験) を提出すること。 ・なお、責任者・リーダー層以外で入札時に確定していない要員がいる場合、その要員については契約時に遅滞なく提出すること。
29	調達仕様書 (案)	6.2.2. 受託者に起因する障害等の対応	「なお、以下に示すような受託者に起因しない障害等については、追加費用等について情報・研修館と協議の上で対応すること。」 上記仕様について、「受託者に起因しない障害」例として、「調達仕様書や要件定義に記載されている前提条件 (アクセス数等) との乖離が大きい状況下での障害」も対象として明記していただきたい。	受託者側の責任範囲を明確にするため。		否	受託者の役割として、契約時に想定した最大アクセス量を超過しないような流量制限等の対応を要件として求めております。契約時の想定との乖離が大きい状況が否かについては、個々の事象に応じて、受託者に起因する障害が否かを判別するため、当該記載については、「調達仕様書 (案)」のままとします。
30	調達仕様書 (案)	7.1.3 複数事業者による共同提案	一部のハードウェア及び従量制クラウド費用の月額での請求費用平準化のためにリース会社を含めた提案を行いたい場合に、共同企業体の契約ではなく、貴館・受託者・リース会社を含めた3者契約を許容いただきたい。	共同企業体での契約ではなく、三者契約の形態での契約締結が可能な確認を行いたいため。		否	ご意見いただいた三者契約については、可能です。 ご提案時に、三者契約の申出等を提出いただくことで、三者契約を踏まえて提案の可否を判断いたします。
31	調達仕様書 (案)	7.1.3 複数事業者による共同提案	月額での請求費用平準化のためにリース会社を含めた提案を行いたい場合に、リース会社が満たす要件について一部緩和いただきたい。 具体的には受注実績等を想定している。	リース会社は事業の性質上、7.1.2に記載の実績を有していないため。		否	調達仕様書(案)「7.1.3 複数事業者による共同提案」における複数事業者による共同提案について、リース会社は共同提案の対象外であるという認識です。
32	調達仕様書 (案)	8 委任または下請負に関する事項	委任または下請負の比率について、規定があればご教示いただきたい。	要員計画の際に必要な情報であるため。		要	ご意見をいただいた箇所である調達仕様書 (案)「8. 委任または下請負に関する事項」において、「下請負」を「再委託」に修正いたします。委任または再委託の比率が高くなる場合は、提案時にその理由及び必要性をご説明の上、情報・研修館の承諾を得てください。
33	調達仕様書 (案)	9.1法令改正等への対応について	詳細見積もりの粒度要件を「原則1人日以下」または「最小単位は情報・研修館と協議の上決定」等、合理的な水準に修正していただきたい。	本件は規模が大きく、期間も長いことから、全作業を2時間以下の粒度で見積もることは困難かつ、一般的なWBSの最小作業単位は「1日～数日」のため。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書 (案)「9.1 法令改正等への対応について」について、詳細見積もりの粒度要件を原則 1 人日以下または最小単位を情報・研修館と協議の上、決定する旨にて、記載を修正します。

「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応 (回答)
34	調達仕様書 (案)	9.1 法令改正等への対応について (5)	「作業者の単価は、入札時と同程度の単価とすること。」と記載があるが、賃上げや人件費上昇の情勢を踏まえ、同程度ではなく、市況に照らして同水準であることなど、見積時に協議できる内容に変更いただきたい。	昨今の賃金上昇の状況を踏まえると運用開始後に入札時と同じ単価で対応することが難しく、上昇分を予測した上で見積に含める必要がある。見積に含めるにあたり上昇分を予測することも難しいため。そのため、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等への対応を踏まえ、適切な価格でのご提案実現のため、単価の見直しについて協議させて頂ける文言に変更いただきたい。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書 (案) 「9.1. 法令改正等への対応について」の(5)については、「作業者の単価は、入札時の単価を参考に、物価・賃金の上昇率を鑑みて、情報・研修館と協議の上、決定すること。」と修正します。
35	調達仕様書 (案)	9.4.3. サービスレベルの運用方針 表9-2 定例運営会議の実施要領	No.6で「会議開催後 2 営業日以内に議事録を作成し、情報・研修館の承認を得ること。」との記載がありますが、2営業日以内に求められる要件は、議事録作成 (提示) までという解釈で認識齟齬はないか確認させていただきたい。	要件解釈に齟齬が発生しないようにするため。		要	本仕様については、「議事録の作成 (提示) まで」の解釈となります。また、本記載に係り期限については、2営業日以内から3営業日以内に修正します。
36	調達仕様書 (案)	9.4.4. サービスレベルの定義 (1) 個別に定めるサービスレベルについて ① 蓄積業務におけるサービスレベル	「データストアごとの詳細な運用目標は、サービス開始までに情報・研修館と協議の上決定し、決定した内容をドキュメント (バックアップ計画表) にまとめ、情報・研修館に提出すること。」 上記仕様について、「② バックアップ業務におけるサービスレベル」についても、同じ「バックアップ計画書」での提示が求められている。 蓄積業務においては、「蓄積作業報告書」等、バックアップ計画表とは異なるドキュメントで提出すべきと考える。	業務要件の確認のため。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書 (案) 「9.4.4. サービスレベルの定義 (1) 個別に定めるサービスレベルについて ①蓄積業務におけるサービスレベル」について、「バックアップ計画表」ではなく、「蓄積作業計画書」に修正いたします。
37	調達仕様書 (案)	9.4.5 サービスレベル未達成時の対応	サービスレベル種別における遵守指標値が未達成の場合の減額条項について、廃止もしくは下記のような代替条項としていただくことは可能か。 <代替条項> 遵守指標値が未達成となった場合、受託者は速やかに原因分析・再発防止策を提出し、承認を得た上で自己負担で実施する。財務的な措置が必要と認められる場合は、当該月の運用・保守費用の10%を上限として、実際の停止時間・影響範囲に基づき双方協議の上で決定する。受託者に帰責しない事由、および受託者が合理的な回避措置を講じたにもかかわらず発生した場合はこの限りでない。	減額の算定基礎となる「サービス単位ごとの費用按分」は、落札後に受託者が提示すると規定されており、入札時点では減額リスクの最大値が計算できない。財務上のリスクを定量評価できない状態での入札することとなり、リスクを最大値で見積もった保守的な応札価格を誘発し、調達コストの増大につながるため。		否	ご意見を踏まえ、内部でも条項見直しを検討しましたが、見直しは不要との結論に至りましたので、本仕様は「調達仕様書 (案)」の記載のままとします。
38	調達仕様書 (案)	9.7 その他	「なお、見積もりは、入札時と同程度の単価または割引率とすること」と記載があるが、今後の物価上昇や延長時の情勢を鑑みて、単価、割引率について協議できる文言に変更いただきたい。	昨今の物価、賃金上昇の状況を踏まえると数年後に入札時と同じ単価、割引率で対応することが難しく上昇分を予測した上で見積に含める必要がある。見積に含めるにあたり上昇分を予測することも難しいため。そのため、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等への対応を踏まえ、単価の見直しについて協議させて頂ける文言に変更いただきたい。		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書 (案) 「9.7 その他」の「入札時と同程度の単価または割引率とすること」については、「入札時の単価または割引率を参考に、物価・賃金の上昇率を鑑みて、単価や割引率を情報・研修館と協議の上、決定すること」と修正いたします。
39	調達仕様書 (案)	10. 附属文書 10.2. 事業者が閲覧できるまたは貸与を受けられる資料一覧表	3.2.3. 開発方式及び開発手法 (1)に、開発方式はスクラッチ開発を基本とする旨の記載があるが、④現行システムのソースコード一式 について、現行ソースコードの流用は容認いただくことは可能か。	見積の前提を確認するため。		否	調達仕様書 (案) 「10.2. 事業者が閲覧できるまたは貸与を受けられる資料一覧表」につきまして、本仕様書で求める各種仕様を満たすことを前提に、オープンソース、サードパーティ製の個別ライブラリ等を除く現行ソースコードを流用して開発を行うことを容認いたします。
40	調達仕様書 (案)	10.2. 事業者が閲覧できるまたは貸与を受けられる資料一覧表	今回の調達にあたり、特許庁側にもNW機器の導入が必要となる認識です。 見積にあたり、設置場所等一覧を工事資料として閲覧資料に追加いただきたくお願いします。	見積要件の明確化のため		否	特許庁における設置場所等一覧につきましては、機密情報であり、契約後にご確認いただけます。従って、本要件は「調達仕様書 (案)」の記載のままとします。

「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応 (回答)
41	調達仕様書 (案) 別紙2 要件定義書 (案)	2.2. 設計・開発に係る記載内容 表 2-1 設計・開発工程における役割分担  3.13.1. テストの種類及び概要 表 3-18 テストの種類と実施事項	調達仕様書の「表 2-1 設計・開発工程における役割分担」に記載の結合テスト・総合テストの概要と、要件定義書に記載されている「表 3-18 テストの種類と実施事項」に記載の結合テスト、総合テストのスクープの記載について、インタフェース連携先外部システムのテスト範囲が不明瞭です。  以下のような定義にできませんでしょうか。 ①結合テスト：インタフェース連携先外部システムにおいて、アプリケーションを介して応答の確認がとれること ②総合テスト：インタフェース連携先外部システムとの連携処理が正常に機能すること	仕様の明確化のため		要	ご意見を踏まえ、調達仕様書 (案) 「2.2.設計・開発に係る記載内容 表 2-1 設計・開発工程における役割分担」及び要件定義書 (案) 「3.13.1.テストの種類及び概要 表 3-18 テストの種類と実施事項」において、インタフェース連携先が外部システムである場合のテスト範囲について、結合テストの場合は、インタフェース連携先外部システムにおいて、アプリケーションを介して応答の確認がとれる旨を、総合テストの場合は、インタフェース連携先外部システムとの連携処理が正常に機能する旨を、追記します。
42	別紙2 要件定義書 (案)	2.1 3) チャットボット機能の要件 a 初期画面 (チャットボット機能呼出画面) に係る要件	「チャットボット機能における問い合わせ開始時においては、利用者に対する初期画面として、問い合わせ先の表示と簡単な振り分けを行う。」 上記機能について、チャット利用前の振り分け意図と、実装する場合の画面遷移イメージを提示いただきたい。 意図として、振り分けというより、チャットボット利用とヘルプデスク利用の選択肢が同画面にあれば、よいということであれば、その旨記載していただきたい。	チャットボット機能を利用する際、かならず初期画面として、振り分け用の画面があり、そこにチャットボット利用か、ヘルプデスクの連絡先などを表記する理解であっているかを確認するため。 チャットボットについては、利用する前に質問内容がチャットボット利用範囲か否かを利用者が判断することは難しく、チャットへの質問は自由に入力しても問題ないと考えており、貴館意図を確認したく、要件となる画面遷移を確認するため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書 (案) 「2.1. (1)⑨検索・照会サービス補助機能 (イ) 3) チャットボット機能の要件 a 初期画面 (チャットボット機能呼出画面) に係る要件」の現行の記載は誤解を招く内容となっていたため、単に選択肢が同画面にあるだけではなく、ツールチップ等での案内により、ヘルプ総合TOP (集約チャネル) 内の各コンテンツへの導線を確認し、状況に応じて選択しやすくする、という意図が伝わるよう、記載を修正します。 なお、現行システムTOPページで令和8年4月に新規に問い合わせページを設置しており、次期でも同様の仕様とする想定です。したがって、チャットボット画面の設計指針については、付録10 次期J-PlatPatのUI等に係る画面規約「6-14. チャットボット」に明記しておりますが、問い合わせ先一覧やチャットボットとメール・電話番号を並列表示する旨の記載はスライド内全般から削除し、現行システム同様、問い合わせ先一覧の配下にヘルプデスク電話番号及びメールアドレスを配置する旨の記載に修正します。
43	別紙2 要件定義書 (案)	2.1. 3) b 問い合わせ・自動回答作成に係る要件	以下の記載について「チャットボット機能においては、ベクトル検索の技術も使用して参照データを外部情報として参照し」のようなが望ましいと考えます ----- チャットボット機能においては、参照データを外部情報として参照し	使用する技術について具体的に記載することで、より高度なチャットボット提案をうけることが可能になる為		否	ご意見を踏まえ検討した結果、具体的な使用技術については応札者の提案に委ねる方針とし、提案書の記載内容にて評価させていただきます。 そのため、本要件は要件定義書 (案) の記載のままとします。
44	別紙2 要件定義書 (案)	3)チャットボット機能の要件 d.参照データに係る要件	チャットボット参照データについて、現行J-PlatPatのサポートデスク対応内容 (QA) を利用することが可能であれば、利用データに追加していただきたい。 個人情報の利用は不可、機能確認のためであれば利用可能等の前提条件がある場合は合わせて記載をしていただきたい。	参照データに追加することで、応答品質の向上や、回答品質 (機能チェック) の確認に活用できるため。		否	現行J-PlatPatのサポートデスク対応内容 (QA) には個人情報や、一部未公開情報等も含まれる可能性があるため、要件定義書 (案) 図 2-7 No.3に記載のとおり、正確な回答をインプット可能なFAQを参照データに含めております。 以上を踏まえ、本要件は現在の要件定義書 (案) の記載のままとします。
45	別紙2 要件定義書 (案)	2.2. 機能に関する事項 (4)	文献に係るマスク機能の記載と認識しているが、文献マスクは閲覧不可のみでなく、検索不可 (検索にHitしてもカウントしない、検索結果一覧に表示しない) とする、経過情報の特定のマスク情報の表示にする、特定の審査・申請書類を非表示にする等の対応も必要と考えるため、より具体的な要件を記載いただきたい。	機能要件の確認のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書 (案) 「2.2.機能に関する事項 (4)」に具体的な要件として、「文献に係るマスク機能の記載と認識しているが、1. 文献マスクは閲覧不可のみでなく、2. 検索不可 (検索にHitしてもカウントしない、3. 検索結果一覧に表示しない) とする、4. 経過情報の特定のマスク情報の表示にする、5. 特定の審査・申請書類を非表示にする、等の対応」を追記します。
46	別紙2 要件定義書 (案)	2.5.2. 蓄積データ・参照データ (1) 本システムに蓄積するデータ	④に「文献単位PDF及び頁単位PDFの全データの事前蓄積は行わない。原則として、・・・」 上記要件について、公報公開直後は参照が集中するため動的変換では性能がでない可能性がある。PDF参照性能を考慮して、蓄積時に同時にPDFを作成しておくようなことは許容される旨追記いただきたい。	公報については、公開直後に参照が集中するため、性能や構成を考慮し、新規公報蓄積時に同時にPDFを作成、データを保持することの検討可否を確認するため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書 (案) 「2.5.2.蓄積データ・参照データ (1) 本システムに蓄積するデータ」に「公報公開直後は参照が集中するため、動的に作成する場合は性能が十分に発揮されない可能性がある。PDF参照性能を考慮して、蓄積時に同時にPDFを作成しておくようなことは許容される。ただし、特許・実用新案については現行システムどおり動的に作成すること。」を追記します。

「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応（回答）
47	別紙2 要件定義書（案）	2.6 外部インターフェースに関する事項 (3)、(4)	外部インターフェースの以下の要件については、Want要件への変更について検討願います。 ①MessagePack形式の対応 ②可逆圧縮形式での認証パラメータ連携	将来的なインターフェース数の増加に備えiPaaSの導入を検討する場合、主要なiPaaS製品は①MessagePack形式および②可逆圧縮形式の認証パラメータ連携をサポートしていないケースが多く、iPaaS選定の幅が著しく限定されます。業界標準として普及しているXML・JSONおよびOAuth2.0/APIキー方式への対応を軸とした設計とすることで、将来的な拡張性と製品選定の柔軟性を確保できます。そのため、上記①②についてはWant要件として位置づける変更についてご検討願います。		否	今回の要件においては、外部インターフェースは既存システム仕様に依存するため、本要件は「要件定義書（案）」の記載のままとします。
48	別紙2 要件定義書（案）	3.2.2. 情報システムの全体構成 図 3-1システム概要図	図中に記載の回線サービス「FENICS」は富士通の回線サービス名であり、誤りではないが、現行ベンダの特定サービス名の掲載は不適切・不要と想定される。「閉域回線網」のみする等、表現を改めていただきたい。	表現見直しの提言のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.2.2. 情報システムの全体構成図 3-1システム概要図」にて、特定サービス名の記載が無いよう、修正します。
49	別紙2 要件定義書（案）	3.2.2. 情報システムの全体構成 図 3-1システム概要図	外部システムとの接続経路について、OPDシステム/共通特実検索システム（検索）/共通特許検索システム（文献照会）との接続が、閉域回線網を介して、クラウド環境（西日本）経由で接続されているよう捉えられるため、誤解が生じる可能性がある。「クラウド環境（東日本）経由」経由で接続するよう、表現を改めていただきたい。	表現見直しの提言のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.2.2. 情報システムの全体構成図 3-1システム概要図」にて、「OPDシステム/共通特実検索システム（検索）/共通特許検索システム（文献照会）」は「閉域回線網」を介して、「クラウド環境（東日本）」と接続する表現にて、修正します。
50	別紙2 要件定義書（案）	3.2.2. 情報システムの全体構成 図 3-1システム概要図	クラウド環境（東日本）と同（西日本）で構成が異なっているように捉えられる。 西日本側の「NAS」は「Zabbix」の誤記と思われるので、表現を改めていただきたい。	表現見直しの提言のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.2.2. 情報システムの全体構成図 3-1システム概要図」にて、「クラウド環境（西日本）」における「NAS」は誤記であるため、「Zabbix」と修正します。
51	別紙2 要件定義書（案）	3.2.4. クラウドサービス選定、利用に関する要件 (3)	情報資産を管理するデータセンタの設置場所についての記載であり、生成AI利用による推論時の一時データを処理するデータセンタの設置場所については、この限りでない、という理解で問題ないでしょうか。	仕様の明確化のため		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.2.4. クラウドサービス選定、利用に関する要件(3)」にて、生成AI利用による推論時の一時データを処理するデータセンタの設置場所については、この限りでない旨、文言を追記します。
52	別紙2 要件定義書（案）	3.3.2. データ量 (1)	表 3-3 想定される公報データ量 No.3に、・意匠・商標・審判フルイメージデータとありますが、付録には存在しません。過去分であり、今後は発生しないものと考えてよいでしょうか。	仕様の明確化のため		否	要件定義書案「3.3.2. データ量(1) 表3-3 No.3」の「・意匠・商標・審判フルイメージデータ」につきましては、今後も意匠・商標・審判公報にて使用されるイメージデータとなります。 上記表のNo.2は、「意匠・商標・審判SGML（現行はXML）」はテキストベースのデータとなりますが、ご質問いただいたNo.3の「意匠・商標・審判フルイメージデータ」は、画像ファイルになります。 付録08 蓄積データ管理表においては、以下のデータに該当します。 No.5 意匠公報 No.8,9 商標に関わる公報 No.21 審決公報
53	別紙2 要件定義書（案）	3.3.3. 処理件数 表 3-7 オンライントランザクション処理件数	アクセスの性能目標の前提となるTPS（平均、ピーク時等）をご提示いただけませんでしょうか。アプリケーションサーバに要求が来るトランザクション数を想定しています。 なお、月での提示になっていますが、曜日や時間によってアクセスが均一ではないと想定しているため、TPSでの提示をご依頼させていただいております。	性能を検討する際に必要となる情報であるため		否	TPSにつきまして、要件定義書における提示はできませんが、当該箇所に記載されているオンライントランザクション処理件数と、下記に示す平均TPSを参考に、性能を検討してください。 (2026年5月における1時間単位の平均TPS) ・最小： 6.47 ・最大：243.23 ・平均： 56.79

「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正要否	意見への対応 (回答)
54	別紙2 要件定義書 (案)	3.3.4. 利用者数	表 3-3 利用者数 の記載における、PV数、ヒット数とは何を表しているものか、凡例等の記載をお願いします。	仕様の明確化のため		要	PV数はユーザーが閲覧したWebサイトのページの表示回数です。ヒット数はWebサーバーに送られた「ファイルの要求 (リクエスト) 数」であり、Webサイトのページを1回閲覧するに当たって、そのページの構成要素に合わせて、複数のリクエストが行われる可能性がある点、ご認識おきください。 ご意見を踏まえ、要件定義書 (案) 「3.3.4. 利用者数 表3-8利用者数」について、上記の旨、凡例を追記します。
55	別紙2 要件定義書 (案)	3.4.1.3. 応答時間 (1)(2)	(1)にて、サーバ側の処理時間に係る要件の記載がありますが、(2)においても、クライアント側の処理時間とともにサーバ側の処理時間も要件に含まれる記載となっており、(1)の記載が事実上無効に読み取れます。 現行システムの応答時間が、(1)の性能目標値と大きな乖離があった場合に要件として矛盾する認識です。(1)を満たすことを前提として、以下のように(2)の記載の見直しをお願いします。 ----- (2)本サービスが提供する検索・照会機能等は、利用者側のクライアント側の処理を時間を含んでいるため、クライアント側の処理については、現行システムと同等程度の時間で実施すること。また、受託者は、性能テストにおいてクライアントから要求されてから処理結果表示までの処理時間を提示し、現行システムと比較すること。	性能目標に矛盾が生じるため		要	ご意見を踏まえ、要件定義書 (案) 「3.4.1.3. 応答時間(2)」は利用者の利便性低下を防ぐ観点で現行と同等と記載しており、現行システムと完全に同値であることを求めるものではありませんので、「応答時間の計測対象はサーバ内の処理時間としているが、本サービスが提供する検索・照会機能等は、利用者側のクライアントでも結果を表示するための処理が行われる。利用者の利便性低下を防ぐため、本システムにおいても現行システムと同等程度の時間でクライアントに結果を表示する必要があることから、受託者は、性能テストにおいてクライアントからの処理要求から結果表示まで、現行システムと同等程度の応答時間を満たすこと。」と修正します。
56	別紙2 要件定義書 (案)	3.4.1.3. 応答時間 「表 3-9 本システムにおける応答時間目標値」	「No.25 チャットボット機能」について、3秒が目安値となっているが目標値と目安値の違いを明記いただきたい。目安値については、SLAに適用されないのであれば、その旨記載をお願いしたい。	回答性能がチャットボットへの質問文や回答文の内容、長さなどに大きく作用されるため目安値となっているが、数値となっているため、その制限がSLAとして適用されるかを明確にするため。		否	目安値につきましては、SLAに適用されません。 要件定義書 (案) 「3.4.1.3. 応答時間 表 3-9」における応答時間目標値 項番 25 の※4の注釈文章にて、数値はSLA対象となる目標値ではなく目安値を示している旨を記載しています。
57	別紙2 要件定義書 (案)	3.6.1. 性能の拡張性 (3) クラウドサービスの活用	「ロボットアクセスやDDoS攻撃等、急なアクセス増加に対してもリソース不足が発生しない対策 (例として、仮想化技術におけるオートスケールやCDNの活用等) を実装すること。」 上記要件について、契約時に想定した最大アクセス量を超過した際の基盤増強・ライセンス追加等のコストの負担、障害事象 (応答性能や可用性に関するSLA未達等) の責任所在について、INPIT様の協議の上、決定する運用とさせていただきます。	契約条件について事前に確認を行いたいため。		否	受託者の役割として、契約時に想定した最大アクセス量を超過しないような流量制限等の対応を要件として求めております。契約時の想定との乖離が大きい状況が否かについては、個々の事象に応じて、受託者に起因する障害が否かを判別するため、当該記載については、「要件定義書 (案)」のままとします。
58	別紙2 要件定義書 (案)	3.9.1. 継続性に係る目標値 表 3-12 継続性に係る目標値 No.1	「RPO (目標復旧時点) : 障害発生時点 (日次バックアップからの復旧) 補足: 必要に応じて、クラスタ構成のシステムや業務データの同期を行うこと。」との記載がありますが、「日次バックアップからの復旧」であった場合、障害発生時点には必ず戻るわけではないため、日次バックアップ時点とできませんでしょうか。	仕様の明確化のため		否	障害時には、日次バックアップから復旧した上で、障害発生時点との差異が生じている場合は、復旧可能な更新データについてはバッチ処理等で障害発生時点まで戻すことを想定しています。従って、本要件は「要件定義書 (案)」の記載のままとします。
59	別紙2 要件定義書 (案)	3.10.2 セキュリティ要件 (2) クラウドサービスの利用に係る要件③	日本国内の法令の適用についての要件と、データ消去に関する要件の2つに分離することを意見いたします。 (2) クラウドサービスの利用に係る要件③ ・ 準拠法は日本法とする ・ 確実なデータ廃棄を行うことについて、消去証明書を提出する、又は監査等の方法で消去・破壊プロセス実効性を検証できることについて提示できること。(NIST 800-88 などのガイドラインに基づいたデータ消去等)	ご要件として、「①有事の際に日本法が適用されること」と、 「②データの消去を確実にすること」の2つかと推察しますため、 記載として分けることでより明確になると考えます。 1点目については他案件の調達仕様書での記載を参照して例文を左に記載しました。 2点目については一般的にクラウド事業者からデータ消去の証明書のようなものを発行することは行っていない認識のため、左のような要件をご検討いただけますようお願いいたします。こちらも他案件の調達仕様書での記載を参照して例文を左に記載しました。弊社の場合、データ消去についてはNIST SP-800-88 消去ガイドラインに準じて破壊処理を行っております。	ご参考) データを有するデバイスの破壊 <a href="https://learn.microsoft.com/ja-jp/compliance/assurance/assurance-data-bearing-device-destruction?view=o365-worldwide">https://learn.microsoft.com/ja-jp/compliance/assurance/assurance-data-bearing-device-destruction?view=o365-worldwide</a>	要	ご意見を踏まえ、要件定義書 (案) 「3.10.2.セキュリティ要件(2)クラウドサービスの利用に係る要件③」について、利用するクラウドサービス上で推奨されるデータ削除手順により確実なデータ削除を行い、その手順と実施の証拠を提示することによって、本サービスに関するデータが当該サービス上から消去されたことを証明できることを求める旨、追記します。なお、準拠する法令については、調達仕様書 (案) 「5.2. 遵守する法令等」をご確認ください。

「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応（回答）
60	別紙2 要件定義書（案）	3.10.2. セキュリティ要件 (2) クラウドサービスの利用に係る要件	<p>主要なクラウドベンダでは、設置場所が日本国内のデータセンタであってもデータ消去の証明書は発行されません。</p> <p>たとえば、「利用するクラウドサービス上で推奨されるデータ削除手順により確実なデータ削除を行い、その手順と実施の証憑を提示することによって証明できること」等の記載への変更をご検討いただけないでしょうか。</p>	仕様の明確化のため		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.10.2.セキュリティ要件(2)クラウドサービスの利用に係る要件③」について、利用するクラウドサービス上で推奨されるデータ削除手順により確実なデータ削除を行い、その手順と実施の証憑を提示することによって、本サービスに関するデータが当該サービス上から消去されたことを証明できることを求める旨、追記します。なお、準拠する法令については、調達仕様書（案）「5.2.遵守する法令等」をご確認ください。
61	別紙2 要件定義書（案）	3.11.3. アクセス増加 対策に対する要件 (1)	「テキストを配信するサーバと画像等の比較的大きなデータを配信するサーバを切り分け、サーバの応答性を最適化すること。」 上記要件について、テキストと画像データの両方を配信できるサーバを複数台設置することで応答性を確保できると判断した場合、サーバ毎に配信データを分離しないことも許容いただくことは可能か。 可能な場合、文言を見直していただきたい。	機能要件の確認のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.11.3.アクセス増加対策に対する要件(1)」について、テキストデータと画像等の比較的大きなデータの両方を配信できるサーバを複数台設置することで、応答性を確保できると判断された場合、サーバ毎に配信データを分離しないことも許容する旨にて、修正します。
62	別紙2 要件定義書（案）	3.11.5 クラウドサービス構成	以下の記載について「OSSベースのPaaS(Platform as a Service)やIaaS (Infrastructure as a Service) などの他クラウドサービスへの移行が容易となるシステム構成とすること。」のような望ましいと考えます ---- ③ IaaS (Infrastructure as a Service) などの他クラウドサービスへの移行が容易となるシステム構成とすること。	IaaS中心の提案が多くなりクラウド活用のメリットの大きな一つである運用管理工数の低減を享受できなくなることを防ぐ為		否	「IaaS (Infrastructure as a Service) など」とご意見をいただいた箇所については、例示であり、PaaSも認められます。従って、本要件は「要件定義書（案）」の記載のままとします。
63	別紙2 要件定義書（案）	3.11.6.1. ソフトウェアの基本要件 (2) ソフトウェア選定条件 ②	ライセンス体系はベンダロックインの回避を目的として GPL を対象とするが、ソースコードの開示とインターネット上での公開を条件として、その他のライセンス体系も許容する記載となっています。 GPLの強制と「インターネット公開」の要件を削除いただき、「OSSの利用にあたり、ライセンスの条件（ソースコードの公開など）に従うこととし、最終的には情報・研修館と協議の上、選択すること」のように変更いただけませんか。	OSSの使用条件を明確にするため		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.11.6.1.ソフトウェアの基本要件(2)ソフトウェア選定条件②」について、GPLを対象とする記載を削除し、利用や改変の制限が少ないOSSライセンスを推奨し、最終的には情報・研修館と協議の上、ライセンスを選択する旨、追記します。
64	別紙2 要件定義書（案）	3.11.6.1. ソフトウェアの基本要件(2)②	「本システムに導入するソフトウェアは原則として OSS を利用すること」の規定については、削除または見直しを要望します。	<p>OSSの利用については、近年のゼロデイ脆弱性の増加に伴い、OSSが商用ソフトウェアと比較してセキュリティ面で必ずしも優位とは言えない状況となっています。また、OSSの脆弱性対応では利用者側での継続的な監視・パッチ適用が必要となるため、運用負荷の増大も懸念されます。</p> <p>これらを踏まえ、ソフトウェアの選定にあたっては OSS に限定するのではなく、特定ベンダーへの依存（ベンダーロックイン）を回避しつつ、セキュリティ要件・運用性・コストを総合的に評価した上で最適なソフトウェアを選択する方針とすることが適切と考えます。</p>		否	<p>本要件は「要件定義書（案）」の記載のままとします。</p> <p>本要件につきましては、原則論であり、また要件定義書に以下の文言があるため、本記載を満たすことを提案にて示すことができれば、クラウドサービスやそのソフトウェア等OSS以外も許容されます。</p> <p>要件定義書（案）「3.11.6.1.ソフトウェアの基本要件(2)②機能要件・非機能要件を満たし、ベンダロックインの影響が限定的であり、コストが妥当な場合はクラウドサービスの利用を許容する」</p> <p>要件定義書（案）「3.11.6.1.ソフトウェアの基本要件(2)⑦真に必要なものを以外での内部仕様为非公開のプロプライエタリ・ソフトウェアは用いないこと。」</p>
65	別紙2 要件定義書（案）	3.11.6.1. ソフトウェアの基本要件 (7) データベースに係る要件 ① 製品選定に関する要件	「RDBMSの選定には、「3.8.中立性に関する事項」及び「3.11.6.1(2)ソフトウェア選定条件」を踏まえ、OSS（MySQL や、MySQL から派生したソフトウェア等）を採用すること。」とありますが、3.2.4の記載に基づき、クラウド利用の積極的活用を検討する場合にOSSの採用要件は検討の幅を狭めるものと考えます。 標準化された技術を用いる旨の「RDBMSは、「3.8.中立性に関する事項」及び「3.11.6.1(2)ソフトウェア選定条件」を踏まえ適切なものを選定すること。」などへの変更をご検討ください。	<p>特定OSS製品に限定した場合、技術選定の自由度が過度に制約され、性能・運用効率・可用性・保守性の観点から最適な構成を選定できなくなる恐れがあります。そのため、「特定のOSS製品に依存せず、標準化された技術を用いること」と記載を変更することについて、要件明確化のため、ご検討願います</p>		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.11.6.1(7)データベースに関する要件」について、特定のOSS（MySQLや、MySQLから派生したソフトウェア等）を採用することに関する記載は削除し、RDBMSについて、「3.8.中立性に関する事項」及び「3.11.6.1(2)ソフトウェア選定条件」を踏まえ適切なものを選定する。なお、移行について現行システムから適切に移行できるよう留意すること。」に記載を修正します。

「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応（回答）
66	別紙2 要件定義書（案）	3.11.6.3 想定するソフトウェアの種類と要件 表3-15 想定ソフトウェアと導入する際の要件 No.7 サーブレットコンテナ	想定ソフトウェアに「サーブレットコンテナ」と記載されていますが、「サーバーサイドアプリケーション基盤」への変更について検討をお願いします	「サーブレットコンテナ」と限定すると技術が Java に固定されてしまい、Java以外の言語が選択肢から除外されます。AI アプリケーションで主流となっている Python 実装への配慮や、将来的な技術変化や要件の変化に柔軟に対応できるよう、実装技術を特定しない「サーバーサイドアプリケーション基盤」など実装に依存しない表現への見直しをご検討ください。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.11.6.3. 想定するソフトウェアの種類と要件 表3-15 想定ソフトウェアと導入する際の要件 No.7 ソフトウェアの種類：サーブレットコンテナ」について、「アプリケーション実行環境」に記載を修正します。
67	別紙2 要件定義書（案）	3.11.9. 利用端末の要件 表 3-17 ユーザ環境動作保証範囲	Android の標準ブラウザ、との記載がありますが、どのブラウザを想定しているか明記をお願いします。 Androidの場合、端末メーカーの独自ブラウザが設定できますが、一般的にはGoogleChromeが多くなっている認識であり、標準ブラウザとしての位置づけになっているかと考えます。 「標準ブラウザ」の記載削除も一案と考えます、ご検討ください。	要件の明確化のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.11.9. 利用端末の要件 表 3-17 ユーザ環境動作保証範囲」について、「Androidの標準ブラウザ」列は列項目から削除します。
68	別紙2 要件定義書（案）	3.11.9. 利用端末の要件 表 3-17 ユーザ環境動作保証範囲	OSについて、開発元によるセキュリティ面のサポートが提供されている全てのバージョンを対象、とありますが、iOS, Androidはサポートされているバージョンが各5バージョン前後あるためテスト工数が肥大化します。 スマートフォンでの前提は、動作確認をした時点での最新バージョン以降のみ、 としていただくことはできませんでしょうか。 費用対効果が最適化すると考えます。	現行のJ-PlatPatも2025年12月にリリースされた26.2以降のように、動作確認バージョン以降となっているため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.11.9. 利用端末の要件 表 3-17 ユーザ環境動作保証範囲」について、スマートフォンでのユーザ環境動作保証範囲の前提は、動作確認をした時点での最新バージョン以降のみとする旨、追記します。
69	別紙2 要件定義書（案）	3.13.2. テスト環境及びテストデータ	外部システムの試験環境や外部システム側で管理するデータについては、受託者側責務で準備のうえ管理することは現実的ではないと想定している。 外部システムの運用開発担当部門の協力を前提とした文言に見直ししていただくことは可能か。	受託者の役割範囲に関する確認を行うため。		否	要件定義書（案）「3.13.2. テスト環境及びテストデータ(2)」において「テストデータは原則として受託者で作成すること。」と定義しており、テストデータを外部システム側の担当で作成することも可能であることから、当該記載については、「調達仕様書（案）」のままとします。また、受託者は「テスト実施計画書」に基づいてテストを行うことから、外部システム側に協力を求める場合は、「テスト実施計画書」に記載してください。
70	別紙2 要件定義書（案）	3.14.4. 移行対象データ	移行対象のデータについて、付録8のデータが中心と記載されていますが、3.3.2. データ量に記載されているフルイメージ等については記載がありません。現在は発行されていない公報等のデータを含め、全てのデータが提供されるという認識であっていただけますでしょうか。	移行対象データを明確にするため。		否	ご意見にある要件定義書（案）「3.14.4. 移行対象データ」については、要件定義書（案）「3.3.2. データ量」に記載されたデータ等は含まれ、全てのデータが提供されます。 「3.3.2. データ量」の表3-3「想定される公報データ量」のNo.2の「意匠・商標・審判SGML（現行はXML）」はテキストベースのデータとなり、ご質問にあるNo.3の「意匠・商標・審判フルイメージデータ」は、画像ファイルになります。 付録08 蓄積データ管理表においては、以下のデータに該当します。 No.5 意匠公報 No.8,9 商標に関わる公報 No.21 審決公報
71	別紙2 要件定義書（案）	3.17.3. 本システムの運用業務 (1) ヘルプデスク (2)	「また、いかなる場合でも電子メールを受信できるように準備すること。」 上記要件について、ネットワーク工事等によりメール受信が困難な状況が発生する可能性はあると想定されるため、メール受信が難しい状況が発生した場合には、事前に貴館に報告することで、メール受信不可となるケースを許容いただくことは可能か。 可能な場合、文言を見直ししていただきたい。	要件関する実現制約の可否確認のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「3.17.3. 本システムの運用業務 (1)ヘルプデスク(2)」について、メール受信が難しい状況が発生した場合、限定的な期間においてメール受信が不可になることを許容する旨にて、修正します。

「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応 (回答)
72	別紙2 要件定義書 (案)	3.17.3.本システムの運用業務 (5) 変更管理 ①	「問題管理や変更要求等によって、受託者の管理する資源(クラウドサービス、ソフトウェア、アプリケーション、運用業務の手順及び関連文書等)への変更が必要となった場合、その変更範囲や変更の優先度と影響度、変更規模、スケジュール、変更内容等を検討した上で、情報・研修館へ報告するとともに、変更作業の実施について協議し、調整すること。」 上記要件について、貴館との協議・検討項目に"対応コストの分担"を含めていただくことは可能か。	変更管理対象が、受託者の過失に起因しない要件変更(前提条件や実現機能内容の変更)であった場合、費用負担が協議対象であることを明記していただきたい。		否	要件定義書(案)「3.17.3.本システムの運用業務(5) 変更管理①」について、「(前略)変更内容等を検討した上で、情報・研修館へ報告するとともに、変更作業の実施について協議し、調整すること」とあり、「変更内容等」と検討事項に係る余地を持たせているため、当該記載は「要件定義書(案)」のままとします。
73	別紙2 要件定義書 (案)	3.17.3.本システムの運用業務 (5) 変更管理 ①	「また、変更要求に対する連携先のシステム等に対する影響の有無についても調査の範囲に含めること。」 上記要件について、受託者が連携先システムの内部仕様を理解し、正確な影響有無調査はできないと想定する。については、受託者から連携先システムに対する想定影響を貴館に提示のうえ、貴館より連携先システムに確認を依頼いただけるような運用をご検討いただきたい。	要件に対する受託者担務範囲の見直しの依頼。		否	J-PlatPatの仕様変更が発生した場合、受託者においては、連携先のシステム等に対する影響の有無を調査します。調査の結果、影響が有る場合は、受託者から連携先のシステムに対する想定影響を情報・研修館に提示のうえ、情報・研修館から連携先のシステムの担当に対して、確認を依頼する記載となっているため、修正しません。
74	別紙2 要件定義書 (案)	3.17.3.本システムの運用業務 (12) ログ管理 ②	「また、情報・研修館のログ提供依頼に対し3営業日以内に全てのログを対象として、情報・研修館が使用することが可能な媒体により提供すること。」 上記要件について、要求されるログの容量や提供媒体によっては、3営業日での提供が困難となることが想定されるため、「事前に協議・決定している貴館が指定したオンラインストレージや媒体で3営業日以内に提供する。また、容量が多い場合や、指定の提供媒体の準備が間に合わない等の事由で、3営業日での提供が困難である場合には、提供日について協議し、対応すること」といった運用をご検討いただきたい。	要件の実現要領に関する提言のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.17.3.本システムの運用業務(12)ログ管理②」について、「3営業日以内でのログ提供が困難な場合は、情報・研修館職員と協議の上、提供日を決定すること。」とする旨、追記します。
75	別紙2 要件定義書 (案)	3.18.4. ソフトウェア保守要件 (6) (7)	独自コンパイルしたパッチの適用は公式サポートが受けられなくなるため、システム全体の安定性を著しく損なう危険性があります。また、パブリッククラウドのマネージドサービス等の脆弱性対応は、クラウド事業者の責任範囲となります。 (6)については、 「使用しているソフトウェアの脆弱性の判明した内容がハイリスク(CVE及びJVN等の脆弱性情報のCVSSの値が9以上並びにそれに相当する場合)に分類される物に関しては、その対応の緊急性に応じた対応策を検討し、対策を行うこと。またクラウド事業者の責任範囲においては情報収集・適用状況の確認を行い、別途情報・研修館と協議の上対応を行うこと。」 のように、安定稼働に向けた仕様に変更していただけますでしょうか。 あわせて、(7)の記載について、上記にあわせて削除をご検討ください。	PaaS/SaaS利用時はクラウド事業者の対応に準じることや、システムの安定稼働に向けた適性な仕様としていただくため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.18.4.ソフトウェア保守要件(6)」について、以下の旨にて、記載を変更します。 「・使用しているソフトウェアにおいて脆弱性が判明した場合(CVE及びJVN等の脆弱性情報におけるCVSSの値を参考としつつ、当該システムへの影響度、公開状況、悪用可能性等を踏まえハイリスクと判断される場合)には、その緊急性に依りて速やかに対応方針を策定し、対策を実施すること。 ・対策にあたっては、原則としてOSベンダまたは製品ベンダが提供する修正プログラムを適用するものとし、必要に応じて設定変更、アクセス制御の強化等の回避策を併せて検討・実施すること。 ・また、該当するソフトウェアが、クラウド事業者の責任範囲にある場合においては、脆弱性対応状況の情報収集及び適用状況の確認を行い、必要に応じて当該事業者への問い合わせを実施すること。これらの対応については、情報・研修館と協議の上で実施すること。」 なお要件定義書(案)「3.18.4.ソフトウェア保守要件(7)」については、ご意見を踏まえ、削除します。
76	別紙2 要件定義書 (案)	付録8 蓄積データ管理表	外部提供ファイルのファイル形式はありますが、文字コードの記載がありませんので明記いただけないでしょうか。 本システムではUTF-8形式でデータ保持する前提であり、UTF-8以外のファイルの場合に文字コード変換処理が必要となります。	仕様明確化のため		否	入札公告の閲覧・貸与手続きにおいてサンプルデータを提供するため、その際に文字コード等の確認をお願いさせていただきます。従って、本要件は「要件定義書(案)」の記載のままとします。
77	別紙2 要件定義書 (案)	付録14 情報セキュリティに関する事項 AT-1-3	「証明書及び秘密鍵を複製(エクスポート)することが可能であること」とありますが、クラウドネイティブで構成を検討する際に、ご提案の幅を狭めるおそれがありますため、記載削除をご検討ください。	要件の明確化のため。		要	ご意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録14 情報セキュリティに関する事項 AT-1-3」について、「証明書及び秘密鍵を複製(エクスポート)することが可能であること」の記載を削除します。

「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応（回答）
78	付録02 機能一覧（オンライン（画面））	BU20：特許・実用 新案 機能(レベル 1):RA006 機能(レベル2):2 検索結果一覧画面	特記事項に「国内文献検索・外国文献検索共に30,000件の検索と表示を可能にする（CSV出力も同様）」とある。CSV出力について、現在、要約については、上限（5 0 0件）としているため、その点に関して補記として記載いただきたい。	前提として特実文献の情報は共通特実文献からの取得となっており、上限3万件の要約取得の場合は、現在の共通文献のI/Fでは1案件単位で取得するしかないため、性能面、共通文献側の負荷の面でも制限が発生するため。		要	ご意見を踏まえ、付録02 機能一覧（オンライン（画面）） 「BU20：特許・実用新案 機能(レベル1):RA006 機能(レベル2):2 検索結果一覧画面」の特記事項にて、CSV出力においては、500件を上限とすること、また検索結果表示数とCSV出力件数に差分がある場合は、ユーザが分かるようにする旨、追記します。 また、付録02 機能一覧（オンライン（画面））「BU20：特許・実用新案 機能(レベル1):RA073 検索結果一覧CSV出力サービス」にも同様の旨を追記します。
79	付録02 機能一覧（オンライン（画面））	BU90：共通 機能(レベル 1):RA070 機能(レベル2):11 アンケート収集機能 （アンケート画面）	アンケート収集機能については、現行は強化月間として、年2回（9月、1月中旬～2月中旬）実施しておりますが、その記載がされていない。次期でも同様であれば、補足として記載いただきたい。	アンケートの収集方法について任意の入力のみにするか、強化月間を設けるかの確認のため。		要	ご意見を踏まえ、付録02 機能一覧（オンライン（画面）） 「BU90：共通 機能(レベル1):RA070 機能(レベル2):11 アンケート収集機能（アンケート画面）」の特記事項に「年2回、アンケート収集の強化月間を設ける」旨を追記します。
80	付録02 機能一覧（オンライン（画面））	BU90：共通 機能(レベル 1):RA071 機能(レベル2):- しおり付与	「しおり付与された文献のみの集合を作成し、当該集合のみで、検索結果表示画面への表示、文献表示画面における文献送り、CSV出力を可能とする」上記機能について、特実、意匠、商標、審判の単位で可能という点を補足として記載いただきたい。	法域単位に一覧項目も表示項目も異なり、法域をまたいで対応は難しく、要件の要求範囲を明確にするため。		要	ご意見を踏まえ、付録02 機能一覧（オンライン（画面）） 「BU90：共通 機能(レベル1):RA071 機能(レベル2):- しおり付与」の特記事項に「特実、意匠、商標、審判の単位で可能とする」旨を追記します。
81	付録04-1_画面遷移図（特許・実用新案（日本語版））	画面遷移図（特許・実用新案）	右端の「画面切替（トグルボタン）」の文献テキストとPDFの切替部分について、画面遷移図だとトグルボタンでの切替となっているが、「次期J-PlatPatのUI等に係る画面規約」のP.72では、文献PDF表示タブがあり、整合していないと思われる。	画面規約や画面遷移図はあくまで一例と考えて問題がないかを確認するため。		否	文献のテキスト表示とPDF表示の切替に係るトグルボタンにつきましては、視認性の高いボタンとなるよう、一般的なトグルボタンとは異なるデザインとしています。 ご意見にて言及いただいております、付録10 次期J-PlatPatのUI等に係る画面規約「6-7. 文献表示（1/2）」図中に「文献表示ではテキスト表示とPDF表示の切り替えが可能なトグルボタンを設置する。」のコメントが指し示す先の箇所が、トグルボタンです。 本業務におけるトグルボタンは、付録10 次期J-PlatPatのUI等に係る画面規約「5-14. インプット要素」の表中#6に、次期J-PlatPatのトグルボタンを示しています。また同書「5-15. 表示の切替え」にて、トグルボタンの挙動を説明しております。なお、タブの挙動については同書「5-19. その他の表示要素や簡易機能（6/8）」にて説明しておりますので、併せてご参照ください。 上記のとおりのため、本要件は「付録04-1 画面遷移図（特許・実用新案）」の記載のままとします。 一方で、ご意見のとおり、画面規約上の画面キャプチャは参考例であり、必ずしも本文中の記載や画面遷移図の記載と整合していない場合もある旨、ご留意ください。
82	付録14 情報セキュリティに関する事項	AT-1-3 通信のなりすまし防止	「企業実在認証（OV）以上」の要件を見直すことは可能か。 また、「証明書及び秘密鍵を複製（エクスポート）することが可能であること」を除外していただきたい。  補足 ・ inpit.go.jpが厳格な審査を経て使用できるドメインであるため、「ドメイン認証（DV）」で問題ないと想定している。 ・ 現在、証明書の有効期限は段階的に短縮（現在で最大200日、2029年3月15日からは最大47日）することが決定しており、自動更新対応がコスト削減に効果がある。 ・ 必要な箇所に必要な証明書を準備できれば良く、エクスポートの可否は必須事項ではないと考える。	「証明書自動更新の企業実在認証(OV)対応」や「エクスポート可否」はクラウドサービスによって異なるため。 （ISMAP対応が前提だが、クラウドサービスの選択の幅を広くしていただきたい）		要	ご意見を踏まえ、要件定義書（案）「付録14 情報セキュリティに関する事項 AT-1-3」について、「証明書及び秘密鍵を複製（エクスポート）することが可能であること」の記載を削除します。 また、AT-1-3に係る要件については、通信のなりすまし防止観点におけるOV要件は過剰であるため、ドメイン認証（DV）でも許容する表記に見直します。

「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	項目	意見概要	意見提出の理由	補足資料	修正 要否	意見への対応（回答）
83	付録14 情報セキュリティに関する事項	RH-1-1 情報の物理的保護	「可搬媒体利用の完全禁止」を明記いただきたい。 可搬媒体は情報漏えい等のセキュリティリスクが高いため、媒体利用を排除し、オンラインストレージ・ファイル共有サービスを利用した運用に変更いただきたい。	セキュリティ事故の動向として、可搬媒体が原因となるセキュリティ事故や情報漏えいは全体の約10%~15%であり、依然として発生している。USBメモリの使用を全社的に禁止し、データのやり取りはオンラインストレージ・ファイル共有サービスに移行する企業が増えている。  可搬媒体の事故は、紛失などのヒューマンエラー、内部不正による持出と人的要因によるものであり、可搬媒体を完全に使用しないことで、事故を防ぐことができるため。		否	本仕様は「付録14 情報セキュリティに関する事項」の記載のままとします。 本要件は、大規模災害や限定したオンラインストレージ・ファイル共有サービスの利用不可の障害を考慮すると、「可搬媒体利用の完全禁止」は明記できません。 なお、可搬媒体は情報漏えい等のセキュリティリスクが上昇する点については、そのリスクを最小にする適切な方法を必要に応じてご提案ください。
84	全般		資料の効率的な確認のため、調達公示の際は、資料全体を1ファイルにマージしたPDFではなく、資料毎でのファイル提供をご検討いただけないでしょうか。 例えば機能一覧等、もし元がエクセル表形式でございましたら、そのデータでのご提供をご検討いただきたく存じます。			否	ご意見を踏まえ、資料毎でのファイル（付録02、03、05、06、07、08、09、11はエクセル表形式）を提供いたします。